

Q.5) 記載事項の変更を届け出たら、新しい在留カードが発行されるの？

A.) ●住居地(住所)の変更届出をした場合：在留カードの裏面に新しい住所が記入されるだけで、新しいカードの交付はされません。●住居地以外の記載事項の変更届出をした場合：変更の届出をする度に、新しいカードが交付されます。

Q.6) 住居地の届出は、入国してからいつまでに行う必要があるの？

A.) 中长期在留者は、新しく日本に入国した後、住む所が決まってから14日以内に、その住所がある市町村に、住所を届け出てください。14日以内に届けなかった場合、20万円以下の罰金を払わなければならないことがあります。また、正当な理由なく、入国した後、90日以内に住む所を届けなかった場合、在留資格が取り消されることもあります。

Q.7) 引越しにより住所を変更した場合の手続きは？

A.) 中长期在留者が住所を変更した場合には、前の住所のある市町村で転出届をし、新しい住所が決まってから14日以内に、新しい住所のある市町村で、在留カードを提出し、転入届の手続きをしてください。入管に届け出る必要はありません。この手続きがきちんに行われなければ、罰則や在留資格の取消の対象になることがあります。

Q.8) 直ちに在留カードに換える必要がないとのことですが、外国人登録証明書は持っている必要があるの？

A.) 新しい在留管理制度の対象となる人が持っている外国人登録証明書は、原則、【その制度が始まる日(2012年7月9日)から3年後】または【在留期間の満了日(終わる日)】のいずれか早い日までは在留カードとみなされますので、在留カードと同様に、いつも持ち歩いていなければなりません。

Q.9) 外国人登録証明書の期間や在留期間が満了する前に在留カードに換えたいのですが、どうすればいいの？

A.) すでに日本に住んでいる中长期在留者は、7月9日以降、地方入国管理局の窓口に行って申請すれば、原則として、その日のうちに在留カードへの切替えができます。郵送で受け取ることはできません。

Q.10) 在留カードをなくしたり汚してしまったり、何かの衝撃でICチップが壊れてしまった場合には、どうすればいいの？

A.) すぐに地方入国管理局に行って、再交付の手続きをしてください。ただ、ICチップには、在留カードの表面に書かれている事項以外の情報は記録されていませんので、自分に関する様々な情報がもれてしまう心配はありません。しかし、ICチップが壊れてしまった場合には、本人確認資料として提示したときに、カードが本物かどうか疑われるかもしれません。

問題5) 在留カードの内容変更申請提出後、会発新的在留カードか？

回答) ●因搬家申请变更住址时:新住址会登记到在留カードの背面, 不会发给新的在留カード。

●申请变更住址以外的内容时:每次申请变更后就会发放新的在留カード。

問題6) 到日本以后的住址申报需要在入境后几天之内办完？

回答) 新来日本的中长期在留資格者, 需在决定居住地后14天内, 到居住地的市町村政府去申报居住地。14天内不去申报的, 要处以20万日元以下的罚款。另外无正当的理由在入境后90天内不去申报居住地的, 可能会遭到取消本人的在留資格の处分。

問題7) 因搬家要变更住址时该如何办理手续？

回答) 持有中长期在留資格的人在变更住址时, 先要到原住址的市町村政府提出迁出申请, 搬到了新住址以后在14天以内到新住址的市町村政府机关持在留カード办理迁入登记。无需向入管局申报。此项手续如不按照规定执行, 有可能会受到处罚或取消在留資格の处分。



問題8) 没有必要马上去更换在留カード, 那现在所持有的外国人登录证书还有必要随身携带吗？

回答) 新的在留管理制度引进后, 不需要立刻更换在留カード, 原则上是“从2012年7月9日开始的三年以内”或是“在留期限的到期日(截止日)两者先到期为止, 外国人登录证明书将被视作在留カード, 所以与在留カード同样必须随时携带。

問題9) 想在外国人登录证明书或在留資格更新期限之前换成在留カード该怎么办？

回答) 在日本有中长期在留資格的人在7月9日以后到地方入国管理局去申请, 原则上是当天就可以领取在留カード。不可以邮送。

問題10) 如果在留カード污损或因撞击而造成IC晶片受到损坏时该怎么办？

回答) 请马上到地方入管局去补办在留カード。但因在留カードのIC晶片里除了卡上记载的事项以外没有更多内容, 不用担心自己的情报会被泄漏。但需注意的是, 如果在留カードのIC晶片受损的话, 在留カード里记载的本人情报将无法解讀, 在作为确认本人身份的资料出示时, 有可能被怀疑在留カードの真假, 请爱护使用。



「外国人総合相談センター埼玉」: TEL.048-833-3296
月～金曜日 9:00 am～4:00 pm (祝日・12/29～1/3を除く)

“埼玉外国人総合咨询中心” : 电话: 048-833-3296
星期一至星期五 上午9点～下午4点
(法定假日・12/29～1/3除外)